

■ 第2回 江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画 「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会

日時 令和2年10月12日(月)午後1時30分から

場所 江南区福祉センター 多目的ホール

(司 会)

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしています資料としまして、資料1「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会委員名簿、資料4「地区別計画における方針ごとの具体的取組(案)」と「テーマ別計画における方針ごとの具体的取組(案)」、こちらにつきましては資料のページ数の多いことから、お手数ですが地区別取組み案を資料4-2、テーマ別取組み案を資料4-3としていただきますようお願いいたします。次に本日お配りしています資料としまして、資料2「地区別座談会の開催状況について」、資料3「新潟市地域福祉計画素案」、資料4-1「次期プランの構成について」、資料5「意見提出用紙」、以上をご用意させていただきました。なお、資料番号等の変更もあったことから、次第も修正させていただきますので差し替えをお願いいたします。皆さん、資料に不足はございませんでしょうか。

改めまして、これより、第2回江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます、江南区健康福祉課、課長補佐の坂上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議ですが、小戸田委員および今井委員から欠席との連絡をいただいております。山賀委員については、間もなく参加されることと思われま。本日は18名の委員の方からご出席いただいております。

この会議につきましては原則公開とされております。会議録をホームページで公開いたしますので、録音すること、そして、区役所だより等で会議を紹介するため写真撮影をさせていただきますと存じます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

会議の時間短縮もございますので、早速、議事に入らせていただきます。推進委員会開催要綱第4条第2項に「委員長は、推進委員会の会議を進行する。」となっておりますので、以降の議事進行につきましては植木委員長よりお願いしたいと思います。委員長、よろしくお

願いいたします。

(植木委員長)

早速、進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

次第2、報告からでございます。報告は2点です。(1)「次期プラン策定のための座談会の開催結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

(社会福祉協議会)

江南区社会福祉協議会の加藤です。よろしく願いいたします。

資料2をご覧ください。地区別座談会の開催結果でございます。表は、左の欄から順番に、地区、開催日時、会場、参加人数です。

昨年度は12月から2月にかけて7地区で1回ずつ、曾野木地区では2回の座談会を開催いたしました。この座談会では、地区別目標および方針について挙がったご意見を地域の皆様と共にまとめました。この座談会では、自治会・町内会長、コミュニティ協議会役員、地区社会福祉協議会関係者、民生委員児童委員、単位老人クラブ会長など、8地区、合計延べ202名の皆様にご参加いただきました。

今年度に入り、座談会を開催するにあたって、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、地区ごとに、座談会もしくは書面による協議のいずれか、ご希望に沿った形で開催することといたしました。両川地区と大江山地区が9月に座談会での開催、その他6地区は8月から9月にかけて書面による協議での開催となりました。今年度開催した座談会と書面による協議においては、昨年度開催した座談会でまとめた地区別目標および方針に基づいた方針ごとの具体的な取組みについてご意見をいただき、地域の皆様と共にまとめました。今年度開催した座談会と書面による協議では、自治会・町内会長、コミュニティ協議会役員、地区社会福祉協議会関係者、民生委員児童委員、単位老人クラブ会長など、8地区合計165名の皆様にご参加いただきました。

次期プラン策定のための地区別座談会および書面による協議は、昨年度から今年度にかけて8地区で17回開催し、延べ367名の方にご参加いただきました。

なお、テーマ別座談会については、昨年度の第2回推進委員会で報告させていただいておりますので割愛させていただきますが、32名の参加がございました。

以上、次期プラン策定のための座談会の開催結果についての報告を終わります。

(植木委員長)

ありがとうございました。1点目の報告事項でございます。ただいまの事務局よりの説明に関して、ご質問等ございますでしょうか。

この1点目についてはよろしいですか。ありがとうございました。

続きまして報告事項の（２）でございます。「新潟市地域福祉計画（全市計画）の状況について」、同じく事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

江南区健康福祉会の松本と申します。よろしくをお願いいたします。

お手持ちの資料３「新潟市地域福祉計画素案」をご覧ください。現在策定中のものであり、策定推進委員会を踏まえて今後も変わっていくものと思いますが、データが入手できましたので、参考までにお示しするものです。

１枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。全体の構成としましては、第１章「計画概要」として、計画の趣旨、計画の位置づけ、計画期間と評価についての説明があります。第２章に「本市の現状」。第３章に「国の動向」として、平成２７年以降に施行改正された法律に関連した制度、施策について、国の動向が記載されております。第４章が、現行の地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、第２章の「本市の現状」、第３章「国の動向」を踏まえて定めた基本理念と基本目標。第５章では「具体的な取り組み」。最後に「資料編」という構成となっております。

なお、お配りしました今回のこの素案につきまして、第５章以降の部分については非常にページ数が多くなっておりますので省略させていただいております。ご了承ください。

２枚めくっていただきまして、１ページ目をご覧ください。第１章「計画概要」ということで、ご覧のとおり、計画の趣旨、計画の位置づけが関係法令と共に記載されています。

５ページをご覧くださいますと、ページの中段、４ですけれども、こちらに「区計画との関係」ということで、市の計画と区の計画の関連性といったところが記載されております。そのうえで、後ろになります、２９ページをご覧くださいますと、第４章としまして、基本理念、「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』」と、基本目標の四つが記載されております。これらにつきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、現在もまだいろいろと調整を図っているところですが、順調にいきますと１２月にパブリックコメントを行いまして、議会への報告などを経て、３月に完成の予定と聞いております。

簡単でございますけれども、市の全体計画については以上でございます。

（植木委員長）

ありがとうございました。新潟市全体の地域福祉計画ということでございます。一部の資料は割愛されておりますけれども、ただいまの事務局よりの説明に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

次第3、協議事項に移ります。協議事項に関しましては、これまで引き続きの検討ということになるかと思えますけれども、「次期プラン(案)について」ということとさせていただきます。先ほど説明のありました座談会等を踏まえまして、今回、修正版が提示されているということとさせていただきますので、説明のあと、ご確認いただきまして、ご意見をいただければ幸いです。

(1)「次期プラン(案)について」の①「第1章～第3章 計画の概要、江南区の概要、江南区全体計画について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

引き続きまして、次期プラン(案)についてご説明いたします。

次期プランの今後のスケジュールとしましては、素案についてご説明をさせていただき、皆様からのご意見をいただき、そのうえで自治協議会への報告、12月にパブリックコメントを実施していきたいと考えております。その後、3月に開催予定の第3回推進委員会においてパブリックコメント等の意見も反映させた形の次期プランをお示ししたいと考えております。なお、本日は、資料5として意見提出用紙をご用意しております。本日、時間の関係もありますので、この場ですべて意見をお聞きできないかと思っておりますので、本日の委員会終了後においてお気づきの点がありましたらご意見をお聞かせいただければと思います。

私からは、次期プランの全体構成と第1章から第3章を説明させていただきます。

資料4-1「次期プランの構成について」をご覧ください。令和元年度第2回推進委員会において説明させていただきました。今回、この次期プランの構成を基に計画案を作成しました。

お手元に、本日配布させていただいた資料の一番後ろに、案ではありますけれども、「江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画(案)」をご覧ください。1枚めくっていただきますと、目次ということで、第1章は「計画の概要」、第2章「江南区の現状」、第3章「江南区地域福祉計画」、第4章「地区別計画」、第5章「テーマ別計画」、最後に資料編で構成されています。

順に説明させていただきます。

第1章「計画の概要」についてですけれども、内容の大幅な変更は行っておりません。時点修正と図の修正のみを行いました。

ページが飛びまして5ページです。第2章「江南区の現状」につきましても、統計およびアンケート結果の時点修正を行いました。なお、今こちらにありますアンケート結果につきましては白黒となっておりますけれども、最終的にはカラーに変更いたします。アンケート結果の項目についても、項目を一つ増やしまして、14ページをご覧くださいと、(4)と

しまして、ボランティアに関するアンケートの結果というものを追加させていただきました。

最後に第3章ですけれども、江南区全体計画としまして、15ページに基本理念と五つの基本目標、ページをめくっていただきまして、16ページから17ページ、見開きで、こちらも前回の推進委員会で案ということでお示しさせていただきましたけれども、基本理念、基本目標ならびに地区別の目標とテーマ別の目標を、一目で見て分かるようにしてあります。

続きまして、18ページから21ページまでがそれぞれの目標に対する具体的な取組みということで、こちらにつきまして、五つの基本目標に対する地域・民間と区社会福祉協議会、区役所が行う具体的な取組みを記載しています。なお、こちらのページに今記載されているものは現行計画をベースに記載しておりますので、このあとに協議します地区別計画およびテーマ別計画の内容を反映させたものに変更する予定です。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

(植木委員長)

ありがとうございました。計画の案が提示されておりますので、それをご覧いただきながらということになりましたけれども、まずは案の第1章から第3章までの内容の説明ということでございました。ただいまの事務局からの説明および皆さん方に資料を見ていただいて、ご質問、協議事項でございますのでご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。またお気づきのところがありましたら、最後にご意見をいただければと思います。

続きまして②「第4章 地区別計画について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

②「第4章 地区別計画について」でございます。地区別の次期計画の目標、方針に基づいた具体的な取組みについて説明いたします。地区ごとに表にまとめました資料4-2をご覧ください。

目標と方針については、既に決定しております。本日ご協議いただきたい具体的な取組みについては、本年度の座談会および書面による協議でのご意見をまとめていますが、時間の関係もありますので、現行の計画と変更があったものについてのみ説明いたします。

表は、向かって左側の欄が現行の計画の目標、方針、具体的な取組み、向かって右側の欄が次期計画の目標、方針、具体的な取組みです。なお、赤字で示したものは、現行の計画と変更があった個所です。また、大江山地区の表に青字の個所がありますが、こちらは事務局で修正を加えたものです。こちらについては後ほど説明いたします。

まず亀田小学校区です。2点の変更点があります。1点目は、方針1の具体的な取組み⑧「向こう三軒両隣による見守り体制を確立する」を新規取組みとして追加しました。次期計画方

針（１）の具体的取組みは８項目に変更いたしました。２点目は方針（３）の具体的取組み③に「安心して避難できるよう、素早く支援できる」を追加しました。

次に亀田東小学校区です。３点の変更点があります。１点目は方針（２）の具体的取組み①に「等」を追加しました。２点目は、同じく方針（２）の具体的取組み②です。「高齢者」を「地域の茶の間」へ、「設ける」を「増やす」に変更しました。３点目は方針（３）の具体的取組み④です。「福祉に関する相談できる場所を地域に広げる」を追加しました。

次に早通小学校区です。１点の変更点があります。方針（２）の具体的取組み③です。「ジュニアレスキュー隊を育成する」を追加いたしました。

次に亀田西小学校区です。２点の変更点があります。１点目は方針（２）の具体的取組み①です。「自治会・町内会を中心に、コミュニティ協議会・民生委員児童委員・各種団体の連携による」を「コミュニティ協議会や自治会・町内会、民生委員児童委員など各種団体が連携し」に変更しました。２点目は方針（３）の具体的取組み②です。「セーフティ・スタッフなどパトロール」を「登下校見守りボランティア『亀田西小学校見守り隊』」に変更しました。

次に横越地区です。１点の変更点があります。方針（２）の具体的取組み③「未婚者が気軽に集えるイベントを検討する」を新規取組みとして追加しました。次期計画方針（２）の具体的取組みは３項目に変更しました。

次に曾野木地区です。

方針（１）については、具体的取組みを三つに変更しました。具体的取組み①です。「学校や自治会・町内会に呼びかけて」に「児童家庭」を追加し、「あいさつ運動を進めていく」を「地域全体にあいさつ運動を展開する」に、追加と変更をいたしました。具体的取組み②です。「空き家や既存の施設を利用して」を、「地域の人たちが」に変更しました。また、現行計画の具体的取組み③を、次期計画の具体的取組み②と合わせました。具体的取組み③です。

「後継者を育成していく」を「後継者の育成へつなげる」へ変更しました。次期計画方針（１）の具体的取組みは３項目に変更しました。

次に方針（２）です。具体的取組み①は、「独居老人」を「一人暮らし高齢者」へ変更しました。具体的取組み②は「障がい児者」を追加し、「考える」を「推進する」に変更しました。具体的取組み③は「移動手段を考える」を「交通手段を検討する」に変更しました。具体的取組み④は「要援護者対策を考える」を「要配慮者対策を検討する」に変更しました。具体的取組み⑤は「要配慮者・高齢者等のニーズに沿った支援を検討する」を新たな取組みとして追加しました。具体的取組み⑥は、現行の方針（３）具体的取組み③を方針の変更に伴い移動し、追加しました。

次に方針（３）です。具体的取組み①は「安心・安全なまちづくりを考える」を「安心・

安全なまちづくりを推進する」に変更しました。具体的取組み②は、「多世代による」を「元気な在宅高齢者を中心に」に変更しました。具体的取組み③は、現行の方針（２）の具体的取組み⑤を、方針の変更により方針（３）に移動し、追加したものです。また、「防災マップの周知と想定される災害を基にした、具体的な防災訓練を行う」に変更しました。具体的取組み④は、方針の変更により、現行の方針（２）の具体的取組み⑥を方針（３）の具体的取組みに移動し、追加したものです。また、「地域の関係団体の連携・交流を強化する」に変更しました。次期計画方針（３）の具体的取組みは４項目に変更しました。

次に両川地区です。変更点は４点あります。１点目は方針（１）の具体的取組み③です。「施設訪問やボランティア活動を通じて『思いやりの心』を育む」に変更しました。２点目は方針（２）の具体的取組み①です。現行の方針（２）の具体的取組み①と③を合わせて「情報交換の場を広げる」を追加しました。３点目は方針（２）の具体的取組み③です。「地元で運営できる」を「新しい」に変更しました。４点目は方針（２）の具体的取組み④です。「防災」を追加しました。なお、現行計画の方針（２）の具体的取組み⑥は、次期計画方針（２）の具体的取組み②の意味合いを踏まえ、一緒になりました。次期計画の方針（２）の具体的取組みは４項目に変更しました。

最後に大江山地区です。

まず方針（１）については、具体的取組みが現行の３項目から５項目になります。具体的取組み①は、「介護施設、福祉施設」を追加し、「在宅医療の推進」に「介護」を追加しました。具体的取組み②は、「元気な世代向け」を「健康であるために」に変更し、「介護現場の見学」に「福祉施設」を追加しました。また、「健康体操」を「健康体操など」とし、「など」を追加しました。具体的取組み④「地域の実態調査を行い、ニーズの把握に努める」と具体的取組み⑤「介護者や介護される人が共により良い生活を送ることができるよう隣近所での助けあいを強化する」の二つは、新規に追加しました。

次に方針（２）です。具体的取組み①は、「各班や組単位で」を「地域全体で」に変換しました。具体的取組み②は、現行の方針（２）の具体的取組み②に具体的取組み③を加え、「茶の間の開設を検討し、参加の呼びかけを工夫する」を「茶の間の開設を目指し、隣近所の助けあいを大切にしながら日常の困りごとへの支援を検討する」に変更しました。具体的取組み③は、現行の方針（２）の具体的取組み③を一部残した「高齢者などへの買い物支援を検討強化する」に変更しました。

次は方針（３）です。具体的取組み②です。「要援護者の支援体制や、災害等発生時の情報の確保と伝達の仕組みづくりについて話しあう」を、「災害等発生時の情報伝達や要配慮者（要援護者）の避難支援の強化と体制づくりをする」に変更しました。なお、青字については、災

害対策基本法の一部改正により、「要配慮者」に名称が変更になったため、事務局が「要援護者」から「要配慮者」へ変更しました。なお、要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の、特に配慮を要する者を指します。具体的取組み③は「地域の中での」を追加しました。

以上、8地区、地域別の次期計画の目標、方針に基づいた具体的取組みについて説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(植木委員長)

ありがとうございました。事務局に1点確認ですけれども、この赤字のところの修正は、これまでの各地区の座談会のご意見を踏まえて、それを反映させているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そうです。

(植木委員長)

分かりました。そういう前提でございますので、それぞれの該当地区の修正部分の表現が適切かどうか、あるいは漏れがないかどうか等をご確認いただきまして、ご質問あるいはご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(土田委員)

土田です。よろしくお願いいたします。

亀田東小学校区のことについて伺いたいと思います。

今ほど発表していただいた方針(2)の具体的取組みの中で、次期②「地域の茶の間や多世代交流のできる機会を増やす」という案が出ているのですが、これは人口増加とか、人口増加というと、子供が増えたとか高齢者が増えるということは検討しているのですが、こういった理由で地域の茶の間を増やすという案が出てきたのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

亀田東小学校区に関しましては、書類による協議ということでしたけれども、こちらに関しましては、当初は高齢者ということでしたけれども、ご意見の中に、障がい者や国籍の異なる方もいらっしゃるので高齢者という言葉は要らないのではないかとということのご意見をいただいております。また、多世代交流は高齢者を含むため、高齢者は入れなくてもよいのではというご意見もいただいております。

(土田委員)

今回答していただいたのですが、高齢者という言葉ではなくて、入れたということ

ではなくて、地域の茶の間を増やすという計画案が出ているのですけれども、増やすという要因がどこにあったのかと。ほかの地域の地区計画では、地域の茶の間とか多世代交流の施設を増やすということが出ていなかったの、なぜこの地域だけが出ているのかと思って質問させていただきました。

(佐藤委員)

江南区の支え合いのしくみづくり推進員の佐藤です。地域の茶の間の取組みを広げるところで活動しておりますので、江南区社会福祉協議会の職員でもあるのですけれども、併せて、土田委員の質問に回答というかご意見したいと思います。

地域の茶の間を増やすというところでは、これはどこの地区にも言えることなのですが、なぜ地域の茶の間を増やしていくかというところでは、地域の茶の間というのは、子どもから高齢者まで、障がいのある人、多国籍の方、だれでも来ていい居場所となっています。そういうご意見もいただいたので地域の茶の間ということが入っているのですけれども、地域の茶の間は、なるべく歩いて行ける範囲というところで、自治会・町内会単位に一つずつ増やしていきたいという目標を持っておりまして、ご近所の方が歩いて来られるところに地域の茶の間を増やしていこうということで全地区で活動しているところがありまして、その中で、亀田東小学校区ではもっともっと歩いて行けるところに地域の茶の間を増やしていこう、高齢者だけでなく障がい者や子ども、多国籍の方から来てもらえるようなところをということで地域の茶の間を増やすという言葉が入っている、書面での回答を見てということと、今の地域の茶の間の状況から亀田東小学校区に追加されたということになっております。

(植木委員長)

事務局、いいですか。コメントしてください。

(事務局)

先ほど申しあげました書面にいただいたご意見の中に、もう一つ、地域の茶の間の増設ということでご希望もいただいておりますので、地域の方も地域の茶の間の増設をご希望されていらっしゃるというご希望を汲んだものでございます。

(植木委員長)

座談会でご意見が出たということと、ニーズがあったということを経営的に踏まえて入れたということとでございます。土田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それ以外の部分で、いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

(田邊委員)

亀田小学校区コミュニティ協議会の田邊です。

ここに「障がい児者」という言葉が出てくるのですけれども、こちらの計画を見ると、「障

がい児者」が「障がいのある人」という言葉に変更されているところがあって、統一してそういう変更をしたほうがいいのかという質問。これは座談会の書面による協議で決まっていることなのですけれども、ここのテーマ別目標が「高齢者」、「障がいのある人」という言葉になっているので、もしかしたらそういう言葉に統一したほうがいいのかという質問です。

(植木委員長)

これは修正ミスですね。文言を変更するのですね。

(事務局)

テーマ別計画につきましては、以前からの推進委員会の場で、「障がい児者」という表現を「障がいのある人」と、より分かりやすいようにといったところで変更することにしております。

今回、曾野木地区のところで出てきたところが、地域のところからこのような言葉、多分今までも使っていた言葉をそのままといったところだと思いますので、こちらにつきましては、地区とも少し確認したうえで、とらえ方と言いますか読み方を、今のテーマ別計画に合わせた「障がいのある人」という形に変更するような形で確認を取りたいと思いますので、同じような表現になるようにはしたいと考えております。

(植木委員長)

統一していただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それ以外、よろしいですか。ご意見ございますでしょうか。

(田邊委員)

要援護者が要配慮者に変更ということで、亀田小学校区に「要支援者等を支援しよう！」という文言があるのですけれども、これは今もそうなのですけれども、要支援者という言葉も、要援護者ではないけれども要配慮者にしたほうがよいのかどうか。その辺は統一がどうなのかという質問です。

(植木委員長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)

亀田小学校区の方針(3)「地域ぐるみで子育て、要支援者等を支援しよう！」というところなのですけれども、先ほどの大江山地区の青字のところでは、災害対策基本法の中で「要援護者」が「要配慮者」になったということで反映させていただいたところございまして、特に要支援者につきましてはそこで触れていなかったもので、このまま、方針(3)に要支援者ということであらわしたものでございます。

(田邊委員)

座談会でもこれで変更なしということになっていたのです、要支援者は要支援者でいいかと思えます。

(植木委員長)

一応確認をしていただきたいと思うのですが、要支援者と要配慮者の固有名詞の何か定義づけがあるのかもしれませんが。法律上です。これが社会福祉法なのか、地域福祉計画にかかわる通知等なのかは分かりませんが、一応、再度確認をしていただいて、定義が違うということであればこのまま使っていただく。内容がよく似ていて特に定義の規定がないということであれば統一していただくとこれも分かりがいいと思えますので、ご確認いただいて、次の会議のときにでもご報告いただければと思います。事務局、いかがですか。

(事務局)

かしこまりました。

(植木委員長)

田邊委員、よろしいですか。

(田邊委員)

はい。分かりました。

(植木委員長)

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

次に移ってまいります。(3)「第5章 テーマ別計画について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続き、テーマ別の次期計画の目標、方針に基づいた具体的取組みについて説明いたします。テーマごとに表にまとめた資料4-3をご覧ください。

テーマ別におきましても、目標と方針については既に決定しております。本日ご協議いただきたい具体的取組みにつきましては、テーマ別座談会において、今後取り組みたいこと、必要となる取組みについてご意見をいただいたものを反映させ、さらには時点修正を行ったものです。なお、こちらも時間の関係もありますので、現行の計画と変更があったものについてのみ説明いたします。表の見方につきましては、地区別計画と同じになっております。

最初に「高齢者」ということで、変更点の1点目は、助け合い、支え合いの周知啓発を行う必要があるとのご意見が座談会においてありましたので、方針(1)の具体的取組み①に、後段になりますけれども、「活動の充実を図り、助けあい・支え合いの周知・啓発を行う」という部分を追加いたしました。2点目につきましては、方針(1)の具体的取組みの⑧です。

今の現行計画ですと、「自然災害等」となっておりますけれども、災害については自然災害以外も当然あるといったところから、「自然」という言葉を削除しました。また、パトロールについては、災害が起きる前に行うものであり、そのことよりも災害が差し迫っているときに災害弱者をどうするべきかが重要であると考えまして、⑨としまして、「災害時に支援を必要としている人への声がけを行う」ということで追加させていただきました。3点目としまして、方針（3）の具体的取組み⑥ですが、現行の計画では介護予防の関係を記載してありますけれども、これを⑤「介護予防を強化するしくみを地域でつくる」といったところを含めまして、⑥の意味合いと統合しました。そのうえで、⑥は新たにフレイル予防についての記載につきまして、テーマ別座談会においてもご意見がありましたので、こちらに記載のとおり、「フレイル（虚弱）予防のための健康体操を普及させるとともに、指導者の育成を図る」ということで追加いたしました。

次に、1ページめくっていただきまして、テーマが「障がいのある人」です。先ほども説明しましたけれども、今までですと、「障がい児者」としておりましたけれども、今回こちらを、次期計画は「障がいのある人」とするために、全体をとおしましてその部分の修正を行いました。そのうえで、まず1点目、方針（1）の具体的取組み①です。現行の計画では、「協議会を設立し」とありますけれども、障がい者自立支援協議会につきましては既に協議会を設立されていることから、「協議会を中心とした」ということで記載を修正しました。2点目は方針（3）の具体的取組みの④です。障がいのある人が支える役割を持てるしくみが必要ではないかというご意見がございましたので、記載のとおり修正を行いました。3点目、方針（3）の具体的取組み⑨です。現行計画ですと「地域活動支援センターの開設」ということで計画に挙がっており、現行の計画当時は地域活動支援センターが1か所しかありませんでした。これが、現在までに3施設増えましたところから、次期計画からは削除いたしました。

続きまして、1ページめくっていただきまして、テーマは「子ども」です。1点目は方針（1）の具体的取組み⑤についてです。防災、防犯に関する講座を行うべきとの意見がありましたので、「訓練」のほかに「講座」の記載を加えました。2点目は方針（2）の具体的取組み①です。子ども食堂の必要について意見がありました。子ども食堂につきましては、個食を防ぐほか、多世代交流ができる場でもあるため、「例」というところではありますけれども、こちらに「子ども食堂などの運営など」と追加させていただきました。

最後に、1枚めくっていただきまして、テーマ「ボランティア」です。1点目は方針（1）の具体的取組み③についてです。ボランティアに興味を持ってもらうための取組みを進める必要があるとの意見がありましたので、記載のとおり、文言を追加いたしました。2点目は

方針（１）の具体的取組み⑥ですが、現行の計画では「退職した男性や団塊の世代に」と、かなり限定した記載となっております。こちらにつきましても、ボランティア活動は特定の性別や年齢層をターゲットにするものではないといったところから、記載のとおり修正を行いました。３点目は、方針（２）の具体的取組み⑦です。こちらにつきましても、紙媒体だけではなく、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した情報発信が必要との意見がありましたので、追加いたしました。

以上、テーマ別の次期計画の目標、方針に基づいた具体的取組みについての説明を終わります。よろしく願いいたします。

（植木委員長）

ありがとうございました。これも一応事務局に確認しておきますけれども、テーマ別座談会の内容を踏まえて修正がかけられているという認識でよろしいですか。

（事務局）

はい。そうでございます。

（植木委員長）

ありがとうございました。先ほどと同様に、内容をご確認いただきまして、ご質問あるいはご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（山倉委員）

山倉です。お願いいたします。

テーマの「障がいのある人」のところの方針（１）の③、新しく変わったところではないのですが、「小中学校の総合学習に、交流、福祉活動を含む学習を取り入れる」と断言されているのですが、これは既に各学校にお願いされて、学校でやっつけらっしゃるということでしょうか。

（植木委員長）

事務局で確認して返答できますか。

（事務局）

今そのところの確認が取れていなくて申し訳ないのですが、こちらで確認をして、今どのようになっているか、小中学校、いろいろありますので、すべてそういったところが取り組まれているのかどうなのか。実は、こういう福祉の活動の関係で、コミュニティ協議会を中心とした、今、亀田西中学校のコミュニティ協議会でごみ出しボランティアとか、そういったところに取り組んでいるところはあるのですが、それはやはりコミュニティ協議会単位となりますので、こういったものが、実際にどういうものが取り組まれているのかといったところを確認したうえで、後ほど書面等でご報告させていただければと思います。

すみません。

(山倉委員)

ありがとうございます。多分、総合学習で、中学生などは社会福祉協議会と一緒に高齢者の何かをやっていますね。多分いろいろな活動に取り組んでいると思うのですが、今どういう状況なのか、またさらにお願いをしたほうがいいのか、そういうことが分かるといいかと思えます。ありがとうございます。

(植木委員長)

十分されていなければこの文言が適切ですし、ある程度進んでいるとすれば、それをさらに促進するとか定着させるとか、そういう文言に変わるだろうということです。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

(樋浦委員)

樋浦です。よろしくお願いいたします。

子どもというところと、次のボランティアのところ、子どもの方針(2)①、前回気が付かなかったのですが、①の変更前、変更後のところも、「いろいろな子どもたちが」という表示があるのですけれども、いろいろな子どもたちというと、表現として何となく違和感があるというか、「さまざまな子どもたち」として、ボランティアのほうも同様に、方針(1)⑤「色々な世代が」というところも同様に「さまざまな世代が」という表現にしたほうが落ち着くのではないかと思ひまして提案いたしました。

(植木委員長)

これは修正可能かと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

今いただいた意見を基にしまして、参考にして直せるといったところで修正を加えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

(植木委員長)

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

今、第1章から第5章まで、三つに分けてご説明いただきましたけれども、そしてご意見をいただきましてありがとうございました。この次期プラン案、今のおしの説明の全体について、何かご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

もしまたあとからご意見等がありましたら、先ほど事務局から説明がありましたけれども、資料5「意見提出用紙」がございますので、こちらにご記入いただいて、期日までに担当まで提出、これはどういう方法で提出するのでしょうか。

(事務局)

ファックスがあればファックスでも結構ですし、必要であればメール等をお送りすることも可能ですし、こちらに来る予定があればご持参いただいても結構ですし、期限までにどのような方法でもいいのでご意見がありましたらいただきたいと考えております。

(植木委員長)

分かりました。

よろしいですか。ありがとうございました。

以上で協議事項は終了でございます。

続きまして、次第4「その他」、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局からは特にありません。ただ、今の中で1点なのですけれども、今回、資料5の意見提出用紙、こちらでご意見をいただいた内容につきましては、どのような意見があったかは各委員の皆様にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(植木委員長)

分かりました。ありがとうございました。

皆様方からその他、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(山倉委員)

山倉です。お願いします。

今日、1時間という会議で、多分、新型コロナウイルス感染症で短くしたのででしょうか。せっかくこうやって時間を見て皆さん集まっていますので、1時間で、説明もバツと早くきいたので、できればもう少しゆっくりと一つずつ説明してほしかったということも正直ありますし、こうやって意見交換できる時も本当に1年に何回もないので、1時間では少し短かったと思います。ただ皆さん、新型コロナウイルス感染症で早く終わったほうが良いという方もいらっしゃるかもしれないのですが、何かもったいないという感じがしました。もう少し、意見交換とかゆっくりとした説明がほしかったと思います。感想です。

(植木委員長)

新型コロナウイルス感染症対応です。最初に私が説明で言っておけばよかったのです。大変申し訳ありません。本来であれば、もう30分とか1時間の時間を取って、ご意見をいただいている委員の皆様方からも一言ずつご意見をいただくように進めるのが通常かと思っておりますけれども、大変申し訳ございません。

資料の説明等に関しても、これもやはり、もう少し時間があれば丁寧に説明ができたかと思っておりますけれども、そこも曲げてご理解いただければと思っておりますし、一応、それに代わる手

段として資料5の意見提出用紙というものを準備させていただいて、誠に恐縮でございますけれども、こちらで不足している部分があれば説明を求めるといように、ご記入をお願いできればと思います。それをまとめていただいて、まとめたものをペーパーベースで委員の皆様方に配布されるということでございますので、それも確認できるということになるかと思えます。

何とか次回の委員会は通常に戻していただいて、十分に議論ができれば本当にいいと思います。最後は私の感想でございました。

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

以上で議事が終わりましたので、事務局にお返しいたします。

(司 会)

植木委員長、議事進行どうもありがとうございました。新型コロナウイルス感染症対応ということで、今までと少し開催のやり方、議事進行の進め方が違う部分があって分かりにくい部分もあったかと思えます。ご不便をおかけします。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会を閉会とさせていただきます。本日は皆さん、大変ありがとうございました。